

頁	改訂後	現行	備考
P 4	全員の相続放棄により相続する者がいないこと等が判明した場合には相続財産清算制度、また、所有者等が生存していることは判明したものの、所有者等の所在が不明な場合や所有者等に関する情報がなく、所有者等の特定が極めて困難な場合には不在者財産管理制度により、空家等の管理人の選任等を行い、空家等が適正に管理されるよう諸制度の活用を検討します。	全員の相続放棄により相続する者がいないこと等が判明した場合には相続財産管理<u>人</u>制度、また、所有者等が生存していることは判明したものの、所有者等の所在が不明な場合や所有者等に関する情報がなく、所有者等の特定が極めて困難な場合には不在者財産管理<u>人</u>制度により、空家等の管理人の選任等を行い、空家等が適正に管理されるよう諸制度の活用を検討します。	法改正による追記、修正
	7 空家等発生の予防 (略) (2) 固定資産税における住宅用地特例の見直しの検討 空き家の除却や適正管理を促すために、<u>法第13条第2項に基づく勧告の対象となった管理不全空家等及び法第22条第2項</u>に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地については、固定資産税の住宅用地特例が除外されることとなっております。人の居住の用に供すると認められない空き家の所有者等に適正な管理責任を認識していただくため、地方税法等の関係法令の解釈に基づく範囲内において、住宅用地特例の取り扱いの見直しについて協議、検討します。	7 空家等発生の予防 (略) (2) 固定資産税における住宅用地特例の見直しの検討 空き家の除却や適正管理を促すために、<u>法第14条第2項</u>に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地については、固定資産税の住宅用地特例が除外されることとなっております。人の居住の用に供すると認められない空き家の所有者等に適正な管理責任を認識していただくため、地方税法等の関係法令の解釈に基づく範囲内において、住宅用地特例の取り扱いの見直しについて協議、検討します。	法改正による追記、修正
P 5	8 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項 (略) (2) 特定空家等に対する措置の内容 法により特定空家等に対する助言又は指導、勧告、命令、代執行等が規定されており、国が示した「<u>管理不全空家等及び</u>特定空家等に対する措置<u>に関し、その</u>適切な実施を図るために必要な指針（以下、「ガイドライン」という。）」に基づいて措置します。	8 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項 (略) (2) 特定空家等に対する措置の内容 法により特定空家等に対する助言又は指導、勧告、命令、代執行等が規定されており、国が示した「特定空家等に対する措置」<u>に関する</u>適切な実施を図るために必要な指針 <u>(ガイドライン)</u>（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて措置します。	法改正による追記、修正
	(3) 特定空家<u>等</u>の定義 (略) (4) 特定空家等の所有者等への助言・指導 ① 助言・指導 市は、<u>法第22条第1項</u>の規定に基づき、空家等の所有者等に対して、適切な管理のための必要な措置を講ずるよう助言・指導を行います。 ② 協議会の意見 助言・指導を行おうとするときは、協議会の意見を聴くこととします。 (略)	(3) 特定空家の定義 (略) (4) 特定空家等の所有者等への助言・指導 ① 助言・指導 市は、<u>法第14条第1項</u>の規定に基づき、空家等の所有者等に対して、適切な管理のための必要な措置を講ずるよう助言・指導を行います。 ② 協議会の意見 <u>前項の検討の結果、</u>助言・指導を行おうとするときは、協議会の意見を聴くこととします。 (略)	わかりやすく整理
P 6	(6) 特定空家等の所有者等への命令 (略) (削除) <u>②</u> 命令 命令を実施するときは、法に基づく事前手続きを行った上で、命令の内容を所有者等に正確に到達させるため書面で行うものとします。また、その送達方法は、行政処分であるため配達証明かつ内容証明郵便で行います。	(6) 特定空家等の所有者等への命令 (略) <u>② 協議会の意見</u> <u>前項の検討の結果、命令を行おうとするときは、協議会の意見を聴くこととします。</u> <u>③</u> 命令 命令を実施するときは、法に基づく事前手続きを行った上で、命令の内容を所有者等に正確に到達させるため書面で行うものとします。また、その送達方法は、行政処分であるため配達証明かつ内容証明郵便で行います。	実情に整合するよう修正

頁	改 訂 後	現 行	備 考
P 6	（７）特定空家等に係る代執行 ① 代執行の検討 代執行については、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、ガイドラインを参考に代執行を行うこととします。 （削除） （８）特定空家等に係る略式代執行 ① 略式代執行の検討 略式代執行については、法第 22 条第 10 項の規定により、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときに行うことができるとされています。 略式代執行を行うか否かについては、所有者等の調査状況、特定空家等の状態及び周辺の生活環境等への影響を勘案する必要があります。 （削除）	（７）特定空家等に係る代執行 ① 代執行の検討 代執行については、<u>法第 14 条第 9 項</u>の規定に基づき、ガイドラインを参考に代執行を行うこととします。 <u>② 協議会の意見</u> <u>代執行を行うときは、協議会の意見を聴くこととします。</u> （８）特定空家等に係る略式代執行 ① 略式代執行の検討 略式代執行については、<u>法第 14 条第 10 項</u>の規定により、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときに行うことができるとされています。 略式代執行を行うか否かについては、所有者等の調査状況、特定空家等の状態及び周辺の生活環境等への影響を勘案する必要があります。 <u>② 協議会の意見</u> <u>略式代執行を行うときは、協議会の意見を聴くこととします。</u>	実情に整合するよう修正
P 7	９ 管理不全空家等に対する措置その他の管理不全空家等への対処に関する事項 （１）管理不全空家等に対する措置の内容 法により管理不全空家等に対する助言又は指導、勧告等が規定されており、国が示したガイドラインに基づいて措置します。 （２）管理不全空家等の定義 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等を「管理不全空家等」と定義しています。 （３）管理不全空家等の所有者等への指導 ① 指導 市は、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、空家等の所有者等に対して、適切な管理のための必要な措置を講ずるよう指導を行います。 ② 協議会の意見 指導を行おうとするときは、協議会の意見を聴くこととします。 ③ 指導の内容 指導において、所有者等に告知すべき事項は、ガイドラインを参考に管理不全空家等や所有者の状況に応じて行います。 （４）管理不全空家等の所有者等への勧告 ① 勧告の検討 指導書に記載の履行期限後において、現地確認又は任意の聞き取り調査の結果、管理不全空家等の状態が改善されていない場合は、ガイドラインを参考に、勧告を行うか否かの検討を行うこととします。 ② 協議会の意見 前項の検討の結果、 勧告を行おうとするときは、協議会の意見を聴くこととします。 ③ 勧告 勧告の文書には、 勧告に係る措置の内容及びその理由、責任者、勧告に係る措置を実施した場	（新設）	法改正による追記

頁	改 訂 後	現 行	備 考
P 8	合の報告、勧告に係る措置を取らなかった場合は特定空家等に認定する可能性について記載するほか、地方税法の規定に基づき固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されることを記載します。 1 0 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項 (略) 1 1 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 (略) (2) 神崎市空家等対策協議会 法第8条第1項に規定する協議会として、条例第9条の規定に基づき、市の付属機関として設置しています。 (略) 1 2 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項 (略) (2) 公表 計画を作成又は変更したときは、法第6条第4項に基づき、市のホームページに掲載するなどにより公表します。	9 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項 (略) 1 0 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 (略) (2) 神崎市空家等対策協議会 法第7条第1項に規定する協議会として、条例第9条の規定に基づき、市の付属機関として設置しています。 (略) 1 2 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項 (略) (2) 公表 計画を作成又は変更したときは、法第6条第3項に基づき、市のホームページに掲載するなどにより公表します。	法改正による修正 法改正による修正